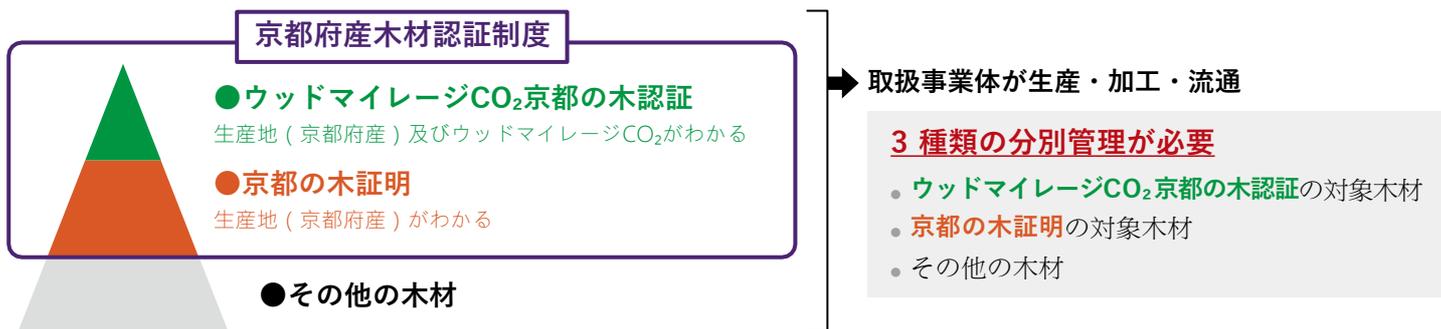


京都府産木材の 分別管理と合法性の確認

ウッドマイレージCO₂京都の木認証 京都の木証明 の対象となる木材の取扱い時の注意点

京都府産木材認証制度は、各事業者による木材の適切な分別管理により成り立っています。

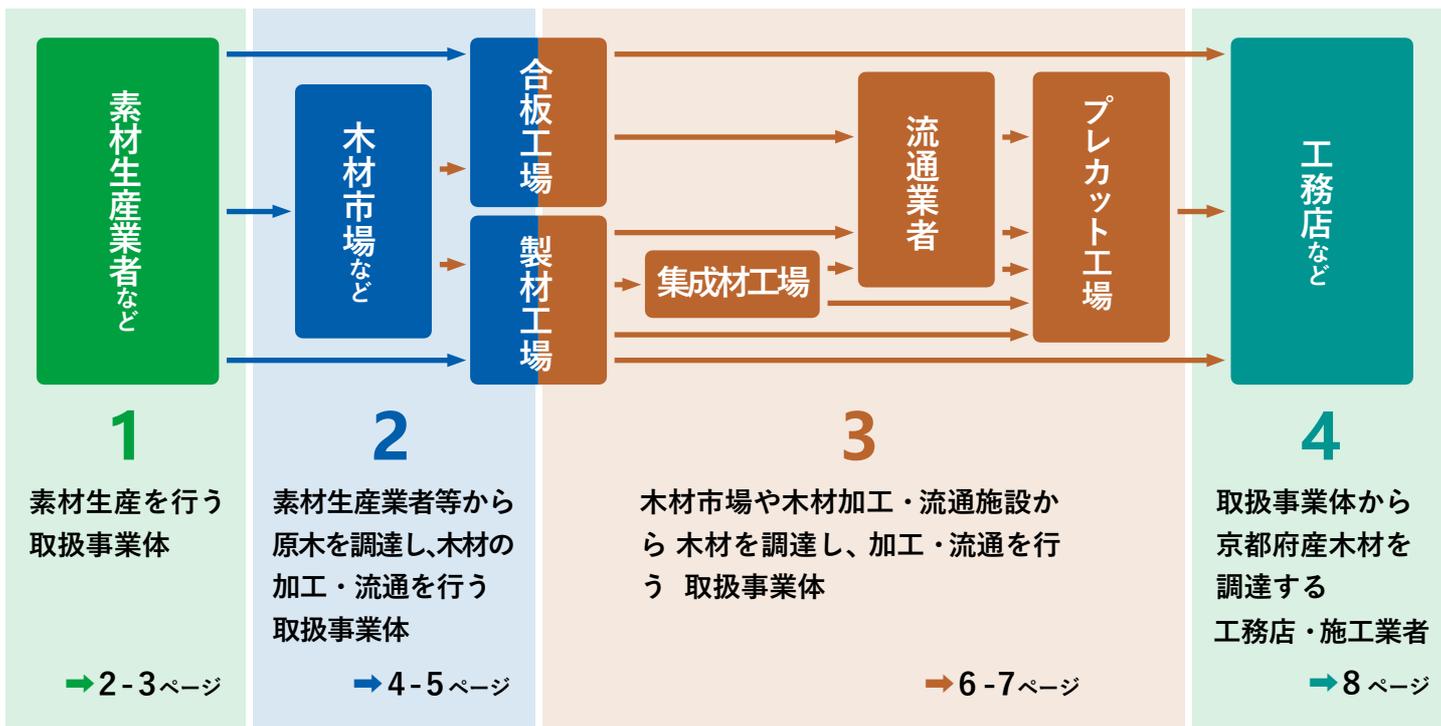


【注意（認証や証明の条件）】

ウッドマイレージCO₂京都の木認証：木材の生産・加工・流通の全ての過程を取扱事業者（事業所等が府内）が実施

京都の木証明：木材の生産・加工・流通の全ての過程を取扱事業者（事業所等が府内）又は認証機関登録事業者（事業所等が府外）が実施

京都府産木材の流れ（関係のある業務のページをご確認ください）



1

素材生産を行う取扱事業者

素材生産業者、森林組合等

出荷時

取扱事業者又は認証機関登録事業体に京都府産木材を出荷する時は、以下を参考に荷渡伝票等に必要事項を記載し、伐採届の写し等の合法性の根拠書類を添付してください。



丸太を出荷する時の注意点



京都府産木材
生産・出荷

● 荷渡伝票に記載

- ✓ **出荷先**（名称（会社名など又は氏名）及び住所）
- ✓ **樹種**、樹種ごとの**数量**（材積、本数、重量など）
- ✓ **生産地**（伐採場所）
- ✓ **取扱事業者認定番号**
- ✓ **合法的に伐採された木材**であること
- ✓ **ウッドマイレージCO₂京都の木認証**の対象木材であること
- ✓ 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(合法性証明ガイドライン)の運用方法を活用する場合は、**認定団体に付された認定番号**

5年間保管

- 納品書・請求書などの帳票類
- 合法性の根拠書類（写し）

● 添付書類

- ✓ 丸太の**合法性が確認できる根拠書類（写し）**（伐採届の写しなど）

【参考1】出荷時の伝票（例）

京都府産木材 荷渡伝票(サンプル)

御中	
出 荷 年 月 日	令和〇〇年〇月〇〇日
樹 種	(スギ・ヒノキ等を記入)
材 積	〇〇m ³
伐 採 箇 所	(大字まで記入)
森 林 所 有 者	(氏名)
備 考	
取 扱 事 業 体 認 定 番 号	□□□□□□□□
住 所	(住所)
氏 名 又 は 名 称	(事業者名、代表者名等)
合 法 性 の 確 認 書 類 (右欄の☑の書類を添付)	<input type="checkbox"/> 森林経営計画に係る伐採等の届出書 <input type="checkbox"/> 伐採及び伐採後の造林の届出書 <input type="checkbox"/> 保安林内立木伐採許可等(根拠資料の具体名を記載) <input type="checkbox"/> 林地開発許可書 <input type="checkbox"/> 合法性証明ガイドラインの運用方法を活用した証明書類(伝票等) <input type="checkbox"/> その他(拠資料の具体名を記載)

【記載上の注意点】

取扱事業者認定番号

- **ウッドマイレージCO₂京都の木認証**の対象であること
- 合法的に伐採されたこと

📁 合法性の根拠書類が添付されていること

丸太の合法性が確認できる根拠資料（写し）

例

- 森林経営計画認定書・森林経営計画書
- 伐採及び伐採後の造林の届出書
- 保安林内択伐（間伐）届出書
- 林地開発許可書
- 合法性証明ガイドラインの運用方法を活用した証明書類（伝票等）

など

※上記の京都府産木材は、材料となる樹木が京都府内の森林から合法的に伐採されたことが確認された木材です。

【注】記載例

「上記の京都府産木材は、京都府産(ウッドマイレージCO₂京都の木認証対象)」等と記載。
合法性証明ガイドラインの運用方法を活用する場合は、伝票中に認定団体により付された認定番号も記載。

【参考2】合法性の確認の根拠として添付する書類の例（一覧）

伐採する森林の種類		書類	
民有林	普通林	森林経営計画対象森林の伐採	<ul style="list-style-type: none"> 森林経営計画認定書及び森林経営計画書 森林経営計画に係る伐採等の届出書（森林法第15条）
		森林経営計画対象森林以外の伐採	<ul style="list-style-type: none"> 伐採及び伐採後の造林の届出書（森林法第10条の8） 適合通知書（注：伐採後も森林として維持する場合）
		その他届出が不要な伐採（別途伐採根拠が森林法で定められているものを含む）	<ul style="list-style-type: none"> 林地開発許可書（1ha超の林地転用に伴う伐採の場合） 森林所有者等による独自の証明 伐採行為の根拠となる法令又は処分に係る書類
	保安林	全て	保安林（保安施設地区）内立木伐採許可決定通知書、保安林（保安施設地区）内択伐（間伐）届出書、保安林（保安施設地区）内緊急伐採届出書等（届出書については、受理通知書がある場合は受理通知書、ない場合は都道府県の受領印押印済の届出書）
国有林	国有林野官行造林	全て	森林管理署等と交わした売買契約書
その他		森林法以外の法令により立木伐採の制限がある森林の伐採	伐採行為の根拠となる法令又は処分に係る書類
		法令による伐採手続きが不要な伐採（2条森林の伐採）	森林所有者等による独自の証明
		森林認証材、地域材	<p>FSC 又は SGEC の森林認証を取得した森林から産出される木材：当該森林認証に係る証明書（伐採及び伐採後の造林の届出書等の国内の諸法令に基づく手続きを遵守している前提）</p> <p>都道府県や市町村が独自に行う地域材の証明制度（県産材、市産材等）により原産地証明される木材：当該地域材証明制度に基づく証明書（伐採に係る国内の諸法令に基づく手続きの遵守が担保されている前提）</p>

次の合法性等の証明のための制度の運用方法に基づく書類も合法性の根拠書類として活用できます

- ・ 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン
- ・ 間伐材チップの確認のためのガイドライン
- ・ 発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン

【合法性の根拠書類の例】

それぞれの制度における認定団体により付された認定番号と合法伐採木材であること等が記載された伝票等

【参考】林野庁 HP (<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/jpn/info.html>)

2

素材生産業者等から原木を調達し、 木材の加工・流通を行う取扱事業者

原木市場、ストックヤード、素材生産業者等から直接原木を調達する加工・流通施設等

入荷時



原木の入荷時の確認



素材生産業者、
森林組合等
から入荷

伝票の記載内容を確認

- ✓ 合法性の確認できる書類があること（伐採届の写しなど）
- ✓ **樹種**、樹種ごとの**数量**（材積、本数、重量など）
- ✓ **生産地**（伐採場所）
- ✓ **合法的に伐採**された木材であること
- ✓ 合法性証明ガイドラインの運用方法を活用する場合は、
認定団体に付された認定番号
- ✓ **ウッドマイレージCO₂京都の木認証**の対象木材を入荷した場合
→ **取扱事業者認定番号**
- ✓ **京都の木証明**の対象木材を入荷した場合
→ **認証機関登録事業者認定登録番号**

5年間保管

- 納品書・請求書などの帳票類
- 合法性の根拠書類（写し）

※ 入荷した木材が**京都の木証明**の対象木材の場合、**ウッドマイレージCO₂京都の木認証**の対象木材としては出荷できません。

保管・加工時（分別管理の徹底 ウッドマイレージCO₂京都の木認証の対象、 京都の木証明の対象、 その他）

貯木時

- 場所を分ける
- 色分けする（スプレーなど）
- 看板などで明示する



加工時

- 加工ラインを分ける
- 加工時間を分ける



製品保管時

- 場所を分ける
- 印字や色を変える
- ヒモ（梱包用）の色を変える
- 看板などで明示する



出荷時



出荷時の確認

伝票に記載

- ✓ 出荷先（**相手**）・納品者（**自社**）の**氏名（会社名）、住所**
- ✓ **樹種**、樹種ごとの**数量**（材積、本数、重量など）
- ✓ **取扱事業者認定番号**
- ✓ **合法的に伐採**された木材であること
- ✓ **ウッドマイレージCO₂京都の木認証**の対象木材を出荷する場合
→ **ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証の対象木材**であること
- ✓ **京都の木証明**の対象木材を出荷する場合
→ **京都の木証明の対象木材**であること
- ✓ 出荷先が生産・加工・流通業者の場合
→ 出荷先が**取扱事業者**又は**認証機関登録事業者**であること

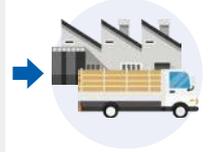
※ **ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証**が必要な場合は、出荷先が**取扱事業者**であることを確認してください。

5年間保管

- 納品書・請求書などの帳票類



加工流通業者等
へ出荷



加工流通業者、
工務店等
へ出荷

3 木材市場や木材加工・流通施設から木材を調達し、加工・流通を行う取扱事業者

入荷時



入荷時の確認



木材市場等
から入荷



加工流通業者等
から入荷

伝票の記載内容を確認

- ✓ 樹種、樹種ごとの数量（材積、本数、重量など）
- ✓ 合法的に伐採された木材であること
- ✓ ウッドマイレージCO₂京都の木認証の対象木材を入荷した場合
 - 取扱事業者認定番号
 - ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証の対象木材であること
- ✓ 京都の木証明の対象木材を入荷した場合
 - 取扱事業者認定番号又は認証機関登録事業者認定登録番号
 - 京都の木証明の対象木材であること

5年間保管

- 納品書・請求書などの帳票類

※ 入荷した木材が京都の木証明の対象木材の場合、ウッドマイレージCO₂京都の木認証の対象木材としては出荷できません。

保管・加工時（分別管理の徹底 ウッドマイレージCO₂京都の木認証の対象、京都の木証明の対象、その他）

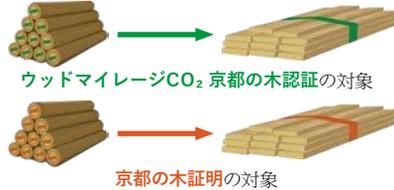
貯木時

- 場所を分ける
- 色分けする（スプレーなど）
- 看板などで明示する



加工時

- 加工ラインを分ける
- 加工時間を分ける



製品保管時

- 場所を分ける
- 印字や色を変える
- ヒモ（梱包用）の色を変える
- 看板などで明示する



出荷時



出荷時の確認

伝票に記載

- ✓ 出荷先（相手）・納品者（自社）の氏名（会社名）、住所
- ✓ 樹種、樹種ごとの数量（材積、本数、重量など）
- ✓ 取扱事業者認定番号
- ✓ 合法的に伐採された木材であること
- ✓ ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証の対象木材を出荷する場合
 - ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証の対象木材であること
- ✓ 京都の木証明の対象木材を出荷する場合
 - 京都の木証明の対象木材であること
- ✓ 出荷先が生産・加工・流通業者の場合
 - 出荷先が取扱事業者又は認証機関登録事業者であること

5年間保管

- 納品書・請求書などの帳票類



加工流通業者、
工務店等
へ出荷

※ ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証が必要な場合は、出荷先が取扱事業者であることを確認してください。

4

取扱事業者から京都府産木材を調達する 工務店・施工業者（緑の事業者等）

入荷時

入荷時の確認



加工流通業者等
から入荷

伝票の記載内容を確認

- ✓ 樹種、樹種ごとの数量（材積、本数、重量など）
- ✓ 合法的に伐採された木材であること
- ✓ ウッドマイレージCO₂京都の木認証の対象木材を入荷した場合
 - 取扱事業者認定番号
 - ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証の対象木材であること
- ✓ 京都の木証明の対象木材を入荷した場合
 - 取扱事業者認定番号又は認証機関登録事業者認定登録番号
 - 京都の木証明の対象木材であること

5年間保管

- 納品書・請求書などの帳票類

※ 入荷した木材が京都の木証明の対象木材の場合、ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証の対象木材としては出荷できません。



京都府産木材の建築物

【参考】入荷時の伝票（例）

入荷時の伝票（例）

納品書(サンプル)

No. _____
年 月 日

〇〇〇〇工務店 御中

事業者番号 取扱事業者認定番号

〇〇製材所
代表者名

下記のとおり納品申し上げます。

品名	樹種	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
(梁・桁)	(スギ)	(〇〇×〇〇×〇〇mm)					京都府産 (ウッドマイレージCO ₂ 、 京都の木認証対象)
(梁・桁)	(スギ)	(〇〇×〇〇×〇〇mm)					京都府産 (京都の木証明対象)
合計							

※上記の京都府産木材は、材料となる樹木が京都府内の森林から合法的に伐採されたことが確認された木材です。

【注】記載例
 「ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証」の対象になる木材の場合：
 「上記の京都府産木材は、京都府産(ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証対象)」等と記載。
 「京都の木証明」の対象になる木材の場合：「上記の京都府産木材は、京都府産(京都の木証明対象)」等と記載。

【確認時の注意点】

取扱事業者認定番号

どの木材が京都府産木材か分かるように記載されていること

例 1

- 摘要欄に「京都府産（ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証対象）」又は「京都府産（京都の木証明対象）」と記載されていること

例 2

- ※印が付いていること
 「※印は京都府産（ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証対象）」又は「※印は京都府産（京都の木証明対象）」と記載されていること

など

京都府産木材であること
合法的に伐採されたこと

- ※「ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証対象」の木材は「京都の木証明」の対象になります。
- ※「京都の木証明対象」の木材は、「ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証」の対象にはなりません。